

島根県立こころの医療センター

維持管理・運営事業

<落札者決定基準書>

令和5年4月18日

目 次

総則	1
1 落札者決定までの流れ.....	2
1.1 1次審査の手順	2
1.2 2次審査の手順	2
1.3 総合評価の手順	3
2 1次審査：入札参加資格要件の確認.....	5
2.1 入札参加資格要件の確認（入札説明書 2.3（2）ア）	5
3 2次審査：入札参加資格要件、基礎審査、提案審査及び価格審査.....	7
3.1 入札参加資格要件の確認（入札説明書 2.3（2）イ）	7
3.2 基礎審査	7
3.3 提案審査	8
3.4 価格審査	9

総則

本「落札者決定基準書」は、島根県が「島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施する選定事業者を募集及び選定するにあたって、入札に参加しようとするものに交付する「入札説明書」と一体のものである。

本事業において、事業者の選定に当たっては、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

本「落札者決定基準書」は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。なお、本「落札者決定基準書」で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

1 落札者決定までの流れ

本事業は、民間企業のノウハウや創意工夫を活用し、県と選定事業者とのパートナーシップのもとで病院運営を行うことで、患者サービスの向上、効率的・効果的な医療サービスの提供を目指している。そのため、選定事業者の募集・選定にあたっては、入札参加者の幅広い能力及び提案並びに県とのパートナーシップのあり方などを総合的に評価するとともに、選定の競争性及び透明性の確保に配慮して、総合評価一般競争入札方式にて行うこととする。

総合評価一般競争入札に係る審査は2段階で行う。1次審査では、入札説明書 2.3 (2) アに示す入札参加資格要件の確認について審査を行い、2次審査では、入札説明書 2.3 (2) イに示す入札参加資格要件の確認、本事業に係る基本的考え方、提案内容及び提案金額の審査を行う。

1.1 1次審査の手順

1次審査では、以下の手順で構成企業の入札参加資格要件の確認を行う。

- ① 1次審査書類（入札参加資格審査申請書類）の提出を確認する。
- ② 入札参加者の備えるべき参加資格要件（入札説明書 2.3 (2) ア）について確認を行う。
- ③ 入札参加資格要件を満たした者のみが2次の審査を受けることができる。

1.2 2次審査の手順

2次審査では、以下の手順で入札説明書 2.3 (2) イの入札参加資格要件の確認、本事業に係る基本的考え方、提案内容及び提案金額の審査を行う。

- ① 2次審査書類（資格審査、各提案書）の提出を確認する。
- ② 入札参加者の備えるべき参加資格要件（入札説明書 2.3 (2) イ）について確認を行う。
要件を満たさない場合は失格とする。
- ③ 入札参加者の提案した金額（入札価格）が、県が予め設定した予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超えた場合は失格とする。
- ④ 予定価格の範囲内の入札価格を提案した者について、基礎審査を行う。
- ⑤ 基礎審査では、入札参加者から提出された書類等に記載された内容が、本「落札者決定基準書」に示す基礎審査事項を満たしていることを確認する。当該基礎審査事項を満たしていないと審査委員会が判断した場合は失格とする。ただし、基礎審査事項からの逸脱が軽微であると審査委員会が判断し、かつ、入札参加者が審査委員会の指摘に基づき修正等を申し出、かつ、当該修正案を審査委員会が承認した場合はその限りではない。
- ⑥ 基礎審査を通過した者についてのみ提案審査を行う。
- ⑦ 提案審査では、審査委員会が本「落札者決定基準書」に示す提案審査の内容に基づき入札参加者の提案について評価を行い、評価点として提案審査点（250点満点）を付与する。
- ⑧ 提案審査に当たっては、入札参加者の提案をより深く理解することを目的に、入札参加者によるプレゼンテーションを実施することとし、プレゼンテーションに参加しない入札参加者は失格とする。プレゼンテーションでは、企業名等は伏せた上で、Microsoft PowerPointを用いて行うこととし、使用する資料は、提出した提案資料のみとし、提案資料以外の資料

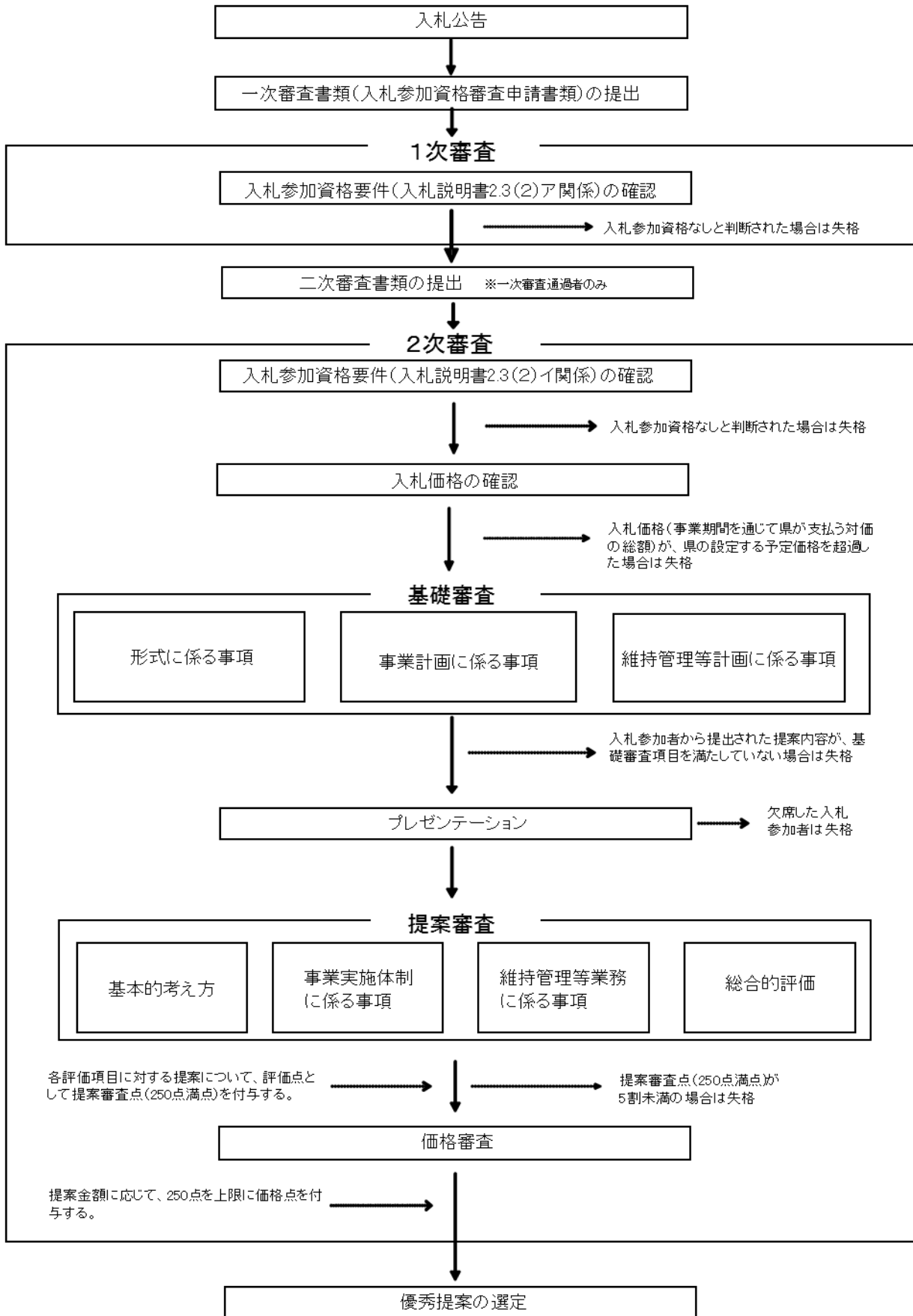
や模型等の使用は認めない。プレゼンテーションの時間は、1 提案につき発表 30 分、質疑応答 30 分の計 1 時間を予定している。なお、プレゼンテーションについての詳細は、2 次募集開始時に示す。

- ⑨ 提案審査の後、価格審査を行う。価格審査では、入札価格が最低である入札参加者に価格点として 250 点を付与する。その他の入札参加者は、価格点として、最低の提案金額との比率に応じて価格点を付与する（小数点以下第一位を四捨五入）。

1.3 総合評価の手順

- ① 審査委員会は、提案審査点（250 点満点）に価格点（250 点満点）を加えた合計（総合評価点：500 点満点）を算出する。なお、総合評価点は小数点以下第二位を四捨五入して、小数点以下第一位まで求めることとする。
- ② 提案審査点（250 点満点）が 5 割（＝落札に必要な最低得点）に満たない提案は失格とする。
- ③ 審査委員会は、総合評価点が最も高い提案を優秀提案として選定し、県に報告する。
- ④ 県は、審査委員会の優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、総合評価点が最も高い提案が同点で複数あり、優秀提案が複数選定された場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

図表 1 落札者決定までの流れ



2 1次審査：入札参加資格要件（入札説明書 2.3（2）ア）の確認

本事業へ参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書類を県へ提出し、入札への参加資格について審査を受けなければならない。

2.1 入札参加資格要件の確認（入札説明書 2.3（2）ア）

(1) 入札参加者の構成等の確認

- ① 入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を有する法人で構成されるグループであることを確認する。なお、当該遂行能力については、構成企業の信用力等について財務面から確認することとする。この場合、上記企業の経営状況について、以下の基準を満たしていることを要する。
 - ・代表企業は、直近3期において債務超過の年度がないこと。
 - ・代表企業以外の構成企業については直近3期が連続して債務超過でないこと（1期でも債務超過でない年度があれば可とする）。
 - ・直近3期が連続して経常赤字でないこと（1期でも経常赤字でない年度があれば可とする）。
 - ・また、グループで入札する場合は、当該構成企業を代表する企業が明らかになっていること。
- ② 一入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となっていないことを確認する。

(2) 参加資格要件

入札参加者の構成企業が、次の要件をすべて満たしていることを確認する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ④ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札参加資格確認基準日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑤ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立を行っていない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立を行っていない者であること。
- ⑧ 破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産手続き開始の申立を行っていない者であること。

こと。

- ⑨ 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づく会社の特別清算の申立を行っていない者であること。
- ⑩ 手形・小切手の不渡りにより銀行取引停止となっていない者であること。
- ⑪ 過去 1 年間において、島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑫ 県と本事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。
- ⑬ P F I 法（平成 11 年法律第 117 号）の第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

3 2次審査：入札参加資格要件（入札説明書 2.3（2）イ）の確認、基礎審査、提案審査及び価格審査

3.1 入札参加資格要件の確認（入札説明書 2.3（2）イ）

構成企業又は協力企業の中に、次の要件を満たす者がいることを確認する。

- ① 令和4～6年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿の工種名【建築一式】に登載。
- ② 令和4～6年島根県庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者名簿の【清掃業務】に登載。
- ③ 令和4～6年島根県庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者名簿の【機械警備】に登載。

3.2 基礎審査

入札参加者から提出された提案内容が、下表に示す基礎審査事項を満たしていることを確認する。当該基礎審査事項を満たしていないと審査委員会が判断した場合は失格とする。ただし、基礎審査事項からの逸脱が軽微であると審査委員会が判断し、かつ、入札参加者が審査委員会の指摘に基づき修正等を申し出、かつ、当該修正案を審査委員会が承認した場合はこの限りではない。

図表 2 基礎審査事項

確認事項		確認内容
形式に係る事項	審査書類	・提案内容審査に必要な書類がすべて提出されていること。
事業計画に係る事項	事業費見積り	・入札価格について、算出根拠が明示されていること。 ・各計数の整合性がとれていること。
	資金調達	・返済が必要な資金がある場合、全額を事業期間内に返済できる計画であること。
維持管理等計画に係る事項	性能要求水準	・維持管理等業務性能要求水準書に示す仕様・性能を満たしていること。
	法令遵守	・遵守すべき法令を満たしていること。

なお、選定事業者が、入札説明書等の規定内容以外の提案（計画外提案）を行った場合、以下の要件を満たすかどうか基礎審査を行い、要件全てを充たしている場合、次項の提案審査の対象とする。

- ① 県がその提案内容を受容しうる合理的な理由があること。
- ② 入札額に含まれるべき費用項目の一部が除外されるなど、募集選定手続きにおいて、公平な競争や比較を困難にする提案でないこと。
- ③ その提案内容の実現について、事業期間中において、選定事業者が県に対して責任を負う旨が提案書類に明記されていること。

3.3 提案審査

提案審査では、基礎審査を通過した提案内容を審査することとし、下表に示す「基本的考え方」、「事業実施体制に係る事項」、「維持管理等業務に係る事項」及び「その他提案等に係る事項」に関する各評価項目に対する提案について、評価点として250点を付与する。

図表 3 提案審査に係る評価項目及び評価点

評価項目		評価のポイント
基本的考え方 30点	精神医療に関する認識及び精神病院の運営に関する認識 30点	精神医療の特性に対する理解は十分か。
		精神病院の運営にあたって留意すべき事項についての理解は十分か。
事業実施体制に係る事項 70点	経営方針 30点	出資構成、役職員構成は適切か。
		経営方針は明確であり、かつ、患者サービスの向上に対する考え方や県との協調に対する考え方は適切か。
		資金調達に関する考え方は適切か。金融機関から資金調達する場合、金融機関による関心表明があるか
		収支計画の具体性・妥当性は十分か。
		過度の運転資金の借入れが発生していないか。
	業務実施体制 20点	業務を行う企業の役割分担は明確になっており、かつ、業務実施スキーム及び指揮命令系統は整理されているか。
		建物・設備・外構、清掃及び警備に関する維持管理等業務の実績は十分か。
事業の継続性 20点	バックアップ体制及び性能要求水準達成のための体制は十分か。	
	資金不足時の対応や維持管理等業務を担当する企業の信用不安時の対応については十分か。	
維持管理等業務に係る事項 130点	建物・設備・外構・備品等維持管理及び植栽管理業務 45点	業務実施方針及び具体的な業務水準は患者サービスの観点から適切か。
		人員（有資格者を含む。）の配置についての考え方及び夜間・休日のトラブル発生時の対応は適切か。
		精神疾患に起因する患者の行動特性を踏まえた対応についての認識は十分か。
	清掃、環境管理業務 20点	業務実施方針及び具体的な業務水準は患者サービスの観点から適切か。
		人員（有資格者を含む。）の配置についての考え方は適切か。

評価項目		評価のポイント
		作業手順が明確であり、かつ、作業計画、実施、完了チェックまで、確実に業務を実行しうる信頼性があるか。
	保安警備業務 20点	精神病院の特性を十分に理解した上で、業務実施方針及び具体的な業務水準が定められているか。
		人員配置についての考え方は適切か。
	患者送迎等業務 20点	精神病院の特性を十分に理解した上での業務実施方針が定められているか。
		措置入院や救急搬送が必要な場合への対応は適切か。
	大規模修繕業務 15点	維持管理期間終了後直ちに大規模修繕が必要とならないよう適切な内容の業務計画となっているか。
		大規模修繕業務の見積額が適切に計上されているか。
大規模修繕業務のスケジュールは適切か。		
患者利便施設運営 10点	患者利便施設の運営及び内容は適切か。	
その他提案等に係る事項 20点	特色・斬新さ等 20点	自由提案の内容は優れているか。
		その他総合的に見て優れた工夫があるか。

3.4 価格審査

価格審査では、提案金額が最低である入札参加者に価格点として250点を付与する。その他の入札参加者は、価格点として、最低の提案金額との比率に応じて価格点を付与する（小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第1位まで求める）。

【参考：価格の評価（例）】

	A	B	C	D
入札金額	37億円	40億円	44億円	47億円
計算方法	$\frac{37}{37} \times 250$ 点	$\frac{37}{40} \times 250$ 点	$\frac{37}{44} \times 250$ 点	$\frac{37}{47} \times 250$ 点
価格点	250.0点	231.3点	210.2点	196.8点